

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案の概要

令和2年12月

厚生労働省医政局医事課
文部科学省高等教育局医学教育課

1. 改正の趣旨

- 診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第4号。以下「指定規則」という。）第2条においては、文部科学大臣又は都道府県知事が指定を行う診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号に規定する学校又は診療放射線技師養成所（以下「養成施設」という。）の指定に係る基準について定めており、別表第1に掲げる教育内容を行うものであることや一定数以上の専任教員を有するものであること等を定めている。
- 今般、診療放射線技師を取り巻く環境の変化に対応するため、「診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、診療放射線技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和元年11月に報告書がとりまとめられた。
- 当該報告書においては、
 - ・ 指定規則別表第1に掲げる教育内容の見直しを行うとともに、総単位数を現行の95単位から102単位に引き上げること
 - ・ 病院等において行う臨床実習の単位数を8単位以上から10単位以上に引き上げること
 - ・ 指定規則第2条第4号及び第5号に定める必要な専任教員の数について、総単位数の引き上げに伴ってそれぞれ1名ずつ追加すること等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 指定規則別表第1に掲げる教育内容及び単位数を下記のとおり改正する（※下線部分が変更点）。

改正前		
	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	13
	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	18



改正後		
	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	13
	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	18

専門分野	診療画像技術学	<u>17</u>
	核医学検査技術学	6
	放射線治療技術学	<u>6</u>
	医用画像情報学	6
	放射線安全管理学	4
	医療安全管理学	<u>1</u>
	(新設)	
	臨床実習	<u>10</u>
合計	<u>95</u>	

専門分野	診療画像技術学・臨床画像学	<u>18</u>
	核医学検査技術学	6
	放射線治療技術学	<u>7</u>
	医療画像情報学	6
	放射線安全管理学	4
	医療安全管理学	<u>2</u>
	実践臨床画像学	<u>2</u>
	臨床実習	<u>12</u>
合計	<u>102</u>	

- 別表第1の備考4を改正し、病院等において行う臨床実習の単位数を現行の「8単位以上」から「10単位以上」に引き上げる。
- 指定規則第2条第4号を改正し、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員の必要数を「6人以上（ただし、養成施設の設置年度は4人以上、その翌年度は5人以上）」から「7人以上（ただし、養成施設の設置年度は5人以上、その翌年度は6人以上）」に引き上げる。
- 指定規則第2条第5号を改正し、診療放射線技師等である専任教員のうち5年以上の業務経験を有する診療放射線技師である者の必要数を「3人以上（ただし、養成施設の設置年度は1人以上、その翌年度は2人以上）」から「4人以上（ただし、養成施設の設置年度は2人以上、その翌年度は3人以上）」に引き上げる。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第7条第1項

4. 公布日等

公布日：令和3年2月上旬（予定）

施行期日：令和3年4月1日